

入札説明書

国立療養所沖縄愛楽園の医薬品購入に係わる入札公告（平成28年8月5日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広

2. 内容

(1) 品名及び予定数量： 医薬品

医薬品 テイコプラニン点滴静注用 200mg 「明治」 10V 外33品目

(2) 単価契約期間：平成28年10月 1日から平成29年 3月31日まで

(3) 納入場所：沖縄県名護市字済井出1192

国立療養所沖縄愛楽園

(4) 入札方法：入札金額については、上記医薬品の単価について入札する。

開札の結果、各人の入札価格が予定価格を超過したときは再度の入札を行う。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の8%に相する額を加算した金額をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）を入札書に記載し提出するものとする。

(5) 予算決算及び会計令第80条の規定に基づき単価契約とする。

(6) 入札保証金及び契約保証金：免除する。

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

(ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

(イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(4) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」のうち『医薬品・医療用品類』でA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

一般競争参加者資格に関する問い合わせ先は、次のとおりである。

〒905-1635

沖縄県名護市字済井出 1192

国立療養所沖縄愛樂園会計課 会計班長 岩橋 竜一

TEL 0980-52-8331 内線8020

- (5) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒905-1635

沖縄県名護市字済井出 1192

国立療養所沖縄愛樂園会計課補給係 新里 江美子

TEL 0980-52-8331 内線8023

- (2) 入札書の受領期限

平成28年 9月 8日 12時00分

（郵送する場合には受領期限までに必着のこと）

- (3) 入札書及び委任状の提出方法

- ① 競争参加資格者の場合（本店の代表者が直接入札する場合）

別紙1の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（国立療養所沖縄愛樂園支出負担行為担当官殿と記載）及び「平成28年9月9日開札〔医薬品〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

- ② 競争参加資格者以外の場合（各支店・営業所等）

(ア) 支店長・営業所長が入札する場合（代理人）

入札書は別紙2の様式にて①と同じとする。

委任状については、競争参加資格者からの委任状（別紙5の様式）を提出するものとする。

(イ) 本店の社員が入札する場合（代理人）

入札書は別紙3の様式にて①と同じとする。

委任状については、競争参加者からの委任状（別紙6の様式）を提出

するものとする。

(ウ) 支店・営業所等の社員が入札する場合（復代理人）

入札書は別紙4の様式にて①に同じとする。

委任状については、競争参加者からの支店長・営業所長等への委任状（別紙5の様式）及び支店・営業所長等から社員への委任状（別紙7の様式）を提出するものとする。

(エ) 上記各委任状の提出がなき入札書は無効となるので注意すること。

③ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができないものとする。

④ 郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「平成28年9月9日開札[医薬品]入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に朱書きし上記（1）宛に入札書の受領期限までに送付すること。

なお、電報・ファクシミリ・電話その他の方法による入札は一切認めないものとする。

⑤ この入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

② 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規程に基づき入札書を受領した場合であつて、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかつたときは、当該入札書は無効とする。

③ 上記（3）②（エ）に該当した入札書は無効とする。

④ 上記（3）⑤の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなつたときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められる時は、当該入札を延期し、又はこれを取り止めことがある。

(6) 代理人・復代理人による入札

① 上記（3）②の代理人・復代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人等であることを表示し、当該代理人等の氏名を明記して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、札時までに委任状を提出しなければならない。

② 入札者又はその代理人等は、本件調達にかかる入札について他の代理人等を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

平成28年 9月 9日 10時00分

国立療養所沖縄愛楽園管理棟会議室

(8) 開札

- ① 開札は、入札者又はその代理人等を立ち会わせて行う。ただし、入札者又は代理人等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- ② 入札者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の指示に従い、競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書）及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人等は、契約担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほかは、開札場を退場することができない。
- ⑤ 開札をした場合において、入札者又はその代理人等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

5. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明する書類、委任状、誓約書を平成28年9月8日（木）までに提出し、開札日の前日までの間において、契約担当官等からの当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 競争参加資格の確認のための書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類は資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しとする。
- ② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 契約担当官は、提出された書類については、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。又、書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 落札者の決定

- ① 本入札説明書4(3)に従い書類・資料を添付して入札した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定する。また、入札者又はその代理人等が直接くじを引けない場合は、入札執行事務に関係ない当園職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、延滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 支払条件

別紙契約書（案）に定める。